

新型コロナウイルス感染症に係る 応援金・支援金のご案内

○野木町新型コロナウイルス感染症に係る 事業継続応援金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者に対し、事業継続・経営安定化を応援するため助成金を交付します。

【助成額】

1 事業者あたり一律10万円

【対象事業者】

〈法人〉

- ・町内に本社、本店等主たる事業所等を置き、引き続き事業を継続する意思がある者
- ・資本金10億円未満、もしくは資本金の額が定められていない場合は、従業員数が2,000人以下の事業者
- ・町税に滞納がない者

〈個人〉

- ・町内の住所登録のある者で、引き続き事業を継続する意思がある者
- ・町税に滞納がない者

【交付要件】

令和2年1月～9月のうち、いずれかの月の売上高が前年同月比で20%以上50%未満減少していること。ただし、50%以上減少している月がある場合は、対象にならない(国の持続化給付金の給付要件となっているため)。

なお、平成31年(令和元年)に新規開業した者、もしくは前年の月別売上高が確認できない者は、前年月平均の売上高と比較して20%以上50%未満減少していること。

○野木町新型コロナウイルス感染拡大防止対策 支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から自主的に3密を作らない新しい生活様式の取り組みを推進し、厳しい状況下においても営業を継続することで町民生活を支える事業者に対し、支援金を交付します。

【交付額】

1 事業者あたり5万円

【対象事業者】

町内に事業所を有する小規模事業者(従業員数が20人以下※小売り・サービス業においては5人以下)及び個人事業主のうち、一般客と対面により接客を伴う業務を行っている事業者であり、かつ、国の持続化給付金又は野木町の事業継続応援金が支給された事業者

〈対象外の事業者〉

- ・公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業、暴力団等)
- ・町税に未納があるもの
- ・売り場面積が1,000平方メートルを超える小売店
- ・全国チェーンの直営店舗

【対象要件】

- ・申請時点で営業の実態がある事業者が、趣旨に沿った次の取り組みを4月以降に実施し、申請以降も継続すること。
- ・フィルムや間仕切りによる飛沫防止
- ・ソーシャルディスタンスサインの導入
- ・座席間引に伴うレイアウト変更
- ・店舗、駐車場等への入場制限
- ・セルフレジの導入、キャッシュレス化
- ・消毒液、ビニール手袋、マスク、検温計等の購入及び設置
- ・テイクアウト用カウンターの設置、テイクアウト用容器・割り箸・おしぼりの購入
- ・待合室の整備
- ・お客様手洗い場、窓・網戸、換気設備の設置
- ・その他3密対策として町が認めるもの

○共通事項

【申請受付期間・申請方法】

10月30日(金)まで【当日消印有効】

①郵送の場合

申請書類をそれぞれ次の宛先へ郵送してください。
〒329-0195 野木町大字丸林571番地
野木町役場産業課

【応援金の宛先】

野木町事業継続応援金担当 宛

【支援金の宛先】

野木町感染拡大防止対策支援金担当 宛

②持参の場合

申請書類を産業課へ持参してください。
※3密(密閉・密集・密接)を回避するため、原則として郵送での申請にご協力ください。

【申請に必要な書類等の入手方法】

- ・町ホームページからダウンロード
- ・産業課窓口、町商工会窓口

【その他】

該当しない事実や不正等が発覚した場合には、応援金・支援金を返還していただきます。

※詳しくは町ホームページ

(<http://www.town.nogilg.jp/page/page002918.html>)をご覧ください。

問産業課 ☎(57)4153

